

めぶき東アジアレポート

MEBUKI EAST ASIA REPORT

2025 年 No.1

上海通信

～中国法定退職年齢の引き上げについて～

東アジア駐在員コラム

～旧香港国際空港跡地「啓徳（カイトック）」のいま～

ニューストピックス

～日本人のノービザが再開されました～

ニュース一覧



常陽銀行



足利銀行



上海通信

～中国法定退職年齢の引き上げについて～

- 中国では 2025 年 1 月 1 日より法定退職年齢の引き上げが実施されました。
- 今回はその内容と日系企業に与える影響について検証していきます。

図 1

年齢別人口構成(生産人口年齢15-64才)

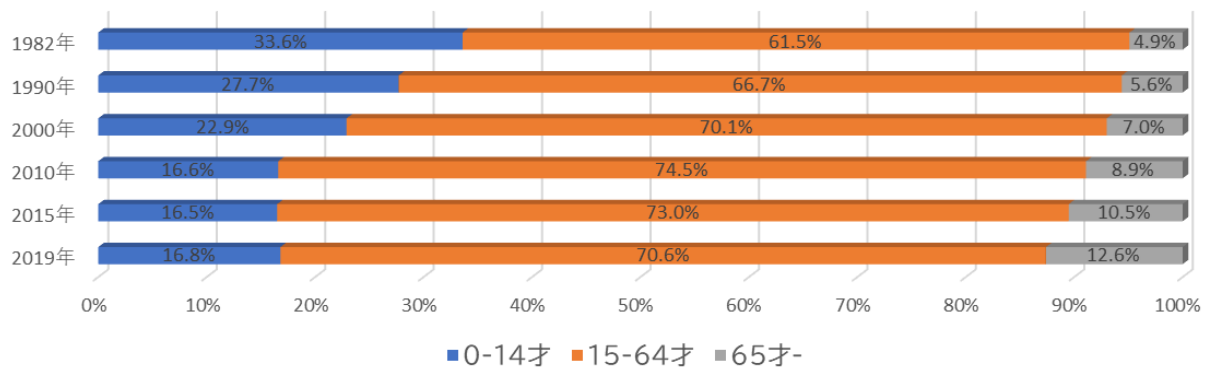


図 2

中国の高齢者人口の予測成長

65歳以上の人口の割合

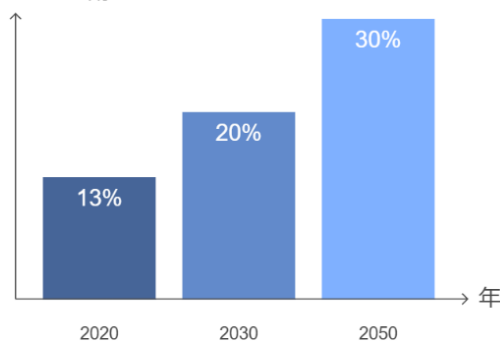


図 3

中国における退職年齢引き上げの背景

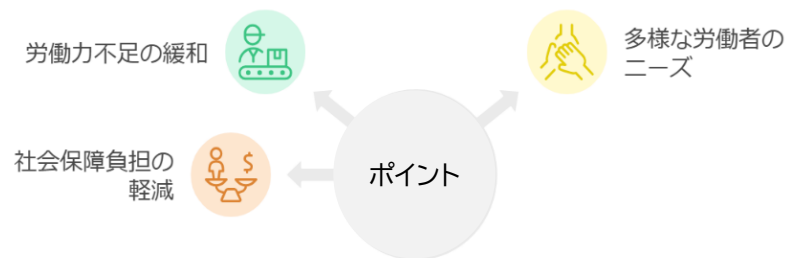


図 1 出所：中国統計年鑑

図 2, 3 出所：ジェトロ 中国における高齢者サービス市場の概要

法定退職年齢引き上げの背景

中国が法定退職年齢を定めた 1950 年代から経済・社会および人口構造は大きく変化しています。かつて日系企業は若くてたくましい中国の労働力に魅了され、次々と生産拠点を築いてきました。しかし、生産年齢人口は 2011 年を境に頭打ちし、少子高齢化が加速度的に進みました。昨今の景気低迷や生産ラインの自動化促進も相まって、雇用環境は労使とも厳しい局面を迎えています。

設立当初から企業を支えてきた社員の中には間もなく定年を迎え

る人がいる一方で、若い人材への技術継承が進まないといった問題も抱えています。

比較的裕福な中国人の中には「孫の世話をしたい」「のんびりした老後を過ごしたい」といった考えから早期退職を考える人も少なくなく、就業に対する労働者の意識も多様化しています。

今回の制度変更について中国政府は、高齢化による労働力不足の緩和のほか、労働者の多様化したニーズへの対応、急増する社会保障制度の負担を軽減するものとしています。

制度変更の概要

(1) 現在の制度

特殊職種（高所、高温重労働、身体に有害な労働など）を除き、男性は一律 60 才、女性幹部は 55 才、女性工員は 50 才と規定されています。

女性における“幹部”と“工員”の違いは、一般的に管理職と一般職に読み替えて運用されています。

(2) 改定後の制度

改定後は移行期間の中で段階的に男性が 63 才、女性幹部が 58 才、女性工員が 55 才へと引き上げられます。また、社員個人が柔軟に定

図 4 現行制度vs改定後の制度



図 5 新制度施工後の企業対応

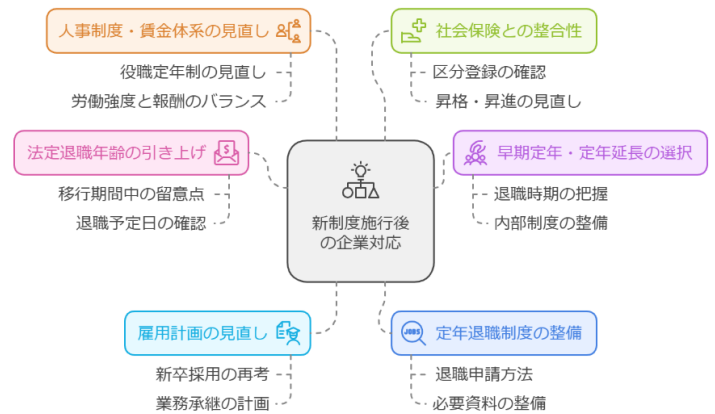


図 4, 5 : 筆者作成

年の前倒しまたは延長の選択（最長 3 年）をすることが可能となります。この場合、以下の要件を必要とします。

- ① 社員が養老保険の最低納付年数（15 年）に達している
- ② 定年退職年齢はもとの法定退職年齢を下回らない
- ③ 会社と社員との間で合意

このほか、養老保険の最低納付年数が 2030 年より段階的に 15 年から 20 年に引き上げられます。

日系企業の課題と今後の対応

(1) 新制度施行後の留意点

2025 年 1 月 1 日以降、法定退職年齢の引き上げが段階的に進められるため、特に移行期間中に法定年齢を迎える社員には、十分留意が必要です。加えて、新制度では労働者が自身で早期定年や定年延長を選択することが可能なため、企業は社員一人一人の退職時期を把握することが必要です。

また、社員の新たな退職時期を踏まえ、新卒採用や業務承継といった雇用計画を練り直すことが急務となります。

(2) 定年退職制度の整備

労務管理では、スムーズに定年退職手続きを進めるため、新制度

施行後の退職予定日の確認と並行し、退職の申請方法や必要資料といった内部制度を整備することが必要となります。

人事制度においては、長期就業者によるポスト不足が深刻化することが予想されるため、役職定年制の見直しや労働強度と労働報酬をバランスよく引き下げるなど、新制度に合わせた人事制度・賃金体系の見直しが必要です。

(3) 社会保険との整合性

従来の社会保険制度では、企業は雇用を開始するとともに、社員の社会保険に加入手続きを行いますが、その際に区分登録（女性の場合は幹部、一般工員の区別）をすることになっています。この区分登録はいったん登録されると、本人の同意なしに変えることはできない仕組みであるため、仮に社員の職位変更があっても区分登録をそのままにしているケースが多いようです。そのため、今回の制度移行にあたっては、この点についての確認と見直し作業もお勧めします。

まとめ

中国における日系企業の多くが 1990 年代から 2000 年前半に設立

され、経済成長やコロナ禍を経て働き方が変化する中で、依然として設立時そのままの就業規則や人事制度で運用しているケースが多く散見されます。

近年当事務所には、定年退職を迎える際の雇用契約の見直し、賃金規定の見直し、休暇・時間外労働の運用など、さまざまな雇用に関する悩みや質問が寄せられており、こういった相談を皮切りに就業規則や賃金規定の改定に至った例がありました。

今回の制度改定で戸惑うことも多いと思われます。引き続き同制度の動向を注視していきますので、お困りごとがございましたら、気軽にお問い合わせください。

常陽銀行上海駐在員事務所

王 嬌

東アジア駐在員コラム

～旧香港国際空港跡地「啓徳（カイトック）」のいま～



左上：ショッピングモール
「AIRSIDE」

左下：啓徳体育園のイメージ

右上：旧啓徳空港の写真

右下：24 年 11 月移転開業した
「SOGO」

出所：左下は香港政府。その他は筆者撮影

「啓徳（カイトック）」と聞けば、かつての「啓徳空港（旧香港国際空港）」を思い浮かべるかもしれません。旧啓徳空港は九龍半島の市街地にあり、利便性が高かった一方で、周囲を高層ビルや山に囲まれていたため、「世界一着陸が難しい空港」として有名でした。1998年に、就航数の増加などを要因とした国際空港の移転に伴い旧啓徳空港は閉鎖され、跡地はしばらく更地となっていました。安定的な住宅供給や新たな商業圏創出を目的に2013年から再開発が始まりました。現在においても再開発プロジェクトはまだ進行中ですが、その中で最近注目の施設をいくつかご紹介いたします。

まずは、昨年9月に開業から1年を迎えた「AIRSIDE」です。地下

鉄・啓徳駅直結の商業ビルで、施設名が「エアサイド¹」という航空用語に由来するように、旧啓徳空港にちなんでいます。モール周辺には当時の写真が飾られ、それを見ると飛行機がビルをかすめるように降りて来たかつての風景が蘇ります。また、地場系や外資系の様々なテナントが入る中で、日系の小売店や、寿司、焼肉、カフェなどの飲食店も多く出店しており、日本人気の高さを感じます。

次に「啓徳体育園（カイトックススポーツパーク）」をご紹介します。政府は新たなスポーツハブを目指し、開閉式屋根で5万人収容のスタジアムや大型室内競技場、更に公園やホテルを含む複合スポーツ施設が今年3月に開業予定です。

¹ 港内で搭乗者と空港職員のみ立入可能なエリアのこと。

初イベントとして香港名物「香港セブンス（7人制ラグビーの国際大会）」が発表されており、新たなスタジアムで大観衆とともに観戦するのが今から楽しみです。

他にも新たな施設が次々にオープンしており、啓徳の空港跡地は人々を惹きつける香港の新たなスポットへと変貌を遂げています。

皆様もぜひ、香港へお越しの際には啓徳を訪れてみてはいかがでしょうか。

足利銀行香港駐在員事務所
現地スタッフ 温秋芳

ニューストピックス

～日本人のノービザが再開されました～

去る11月30日、日本人に対する中国短期滞在の査証（ビザ）免除措置が再開されました。再開に伴い、コロナ前は15日であった滞在期間が30日に延びたことで、日本にとってはビジネス・観光目的の利便性が向上し、中国でも訪中インバウンドの拡大が期待されるなど、日中関係者の間では、歓迎ムードにつつまれています。

ここ4年半はビザ取得の苦労もあり、必要に迫られた人を除けば中国渡航がかなわない状況でした。この結果、日本でのマスコミ報道

やSNSに影響され、中国に対する負のイメージばかりが広がっていたように感じられます。そんな中であって、最近たずねて来られた出張者、留学生、旅行者が異口同音に「来る前はなんとなく怖い国でしたが、実際に来てみると安全で良いところですね」とおっしゃられていたことは、現地で生活するものとして心救われる思いでした。

今般のノービザ再開を契機に多くの人に気軽な渡航を実現し、ありのままの中国を感じ取ってもらいたいと切に願っています。



お越しをお待ちしています！

常陽銀行上海駐在員事務所

中村 友宣

ニュース一覧

- ・24年の訪中旅行客数、19年の9割水準へ（12/6）
- ・三菱商、損失138億円＝中国傘下企業で不正取引（12/5）
- ・IPO市場が10年ぶり低迷へ 上場厳格化など影響、来年改善か（12/4）
- ・処理水巡り試料調査、水産物輸入再開に向け（12/4）
- ・BYDの11月新車販売、過去最多の50.7万台（12/3）
- ・日本人らビザ免除歓迎、喜ぶ単身赴任者も（12/2）
- ・ニトリ社長、毎年2割のペースで中国出店へ（12/2）
- ・「ダイソー」、上海市の店舗を閉店へ（12/2）
- ・ニデックの青島生産拠点、来春正式稼働（11/27）
- ・中国が日本人のノービザ再開 30日から、滞在30日可能に（11/25）
- ・三菱地所、蘇州高新区の大型オフィスが完成（11/22）
- ・NEV販売比率3年で85%へ、小鵬トップ（11/22）
- ・人民銀、LPRを据え置き（11/21）
- ・石油製品価格を据え置き、今年5回目（11/21）
- ・浦東空港の第3ターミナル着工、28年完成へ（11/21）
- ・10月経済統計、小売売上高の伸び拡大継続（11/18）
- ・ベーカリー市場が順調成長 29年に18兆円超え、中高級店続々（11/15）
- ・車企業、通年目標未達大半か 10月時点で6割以下目立つ（11/14）
- ・中国の対米輸出への影響懸念 トランプ氏当選、企業は海外開拓（11/11）
- ・10月の輸出が2桁伸び 7カ月プラス、電機好調維持（11/8）

（出所 NNA・亜州ビジネス）



常陽銀行 ニューヨーク駐在員事務所

所在地

1270 Avenue of the Americas,
Suite#555, New York, NY 10020

電話

+1-917-388-2400



THE JOYO BANK, LTD.

NEW YORK REPRESENTATIVE OFFICE





足利銀行 バンコク駐在員事務所

所在地 689, Bhiraj Tower at EmQuartier,
27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road,
Klongton-nue, Wattana, Bangkok 10110
電話 +66-2-261-2852





THE ASHIKAGA BANK, LTD.
BANGKOK REPRESENTATIVE OFFICE



常陽銀行 シンガポール駐在員事務所

所在地 10 Collyer Quay, #09-07A,
Ocean Financial Centre,
Singapore, 049315
電話 +65-6225-6543





THE JOY BANK, LTD.
SINGAPORE VICE REPRESENTATIVE OFFICE

主な提携先		常規銀行	足利銀行	提携先の主な業務内容
●	日本貿易振興機構 (JETRO)	●	●	海外事業展開に関する各種情報提供・各国制度等の情報提供
●	国際協力機構 (JICA)	●	●	途上国での海外事業展開に関する各種情報提供・各国制度情報の提供
●	国際協力銀行 (JBIC)	●	●	海外展開支援融資の提供
●	日本貿易保険 (NEXI)	●	●	輸出入取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
●	中小企業基盤整備機構	●	●	海外事業展開に関する各種情報提供・各国制度等の情報提供
●	東京海上日動火災保険	●	●	
●	損害保険ジャパン	●	●	海外リスク情報等の提供、リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供、各種損害保険の提供
●	三井住友海上火災保険	●	●	
●	セコム	●	●	
●	総合警備保障	●	●	海外での安全システム・防犯機器商品の提供、海外セキュリティサービスの提供

	国・地域	主な提携先	常設銀行	足利銀行	提携先の主な業務内容
東南アジア	 中国	中国銀行（中国）	●	●	中国に関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 中国	交通銀行（中国）	●	●	中国に関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 台湾	中国信託商業銀行（台湾）	●	●	台湾に関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 タイ	カシコン銀行 バンコック銀行	●	●	タイに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
南東アジア	 インドネシア	バンクネガラインドネシア CIMBニアガ銀行	●	●	インドネシアに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 ベトナム	ウィエチンバンク ベトコム銀行	●	●	ベトナムに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 ベトナム	ベトナム外国投資庁	●	●	ベトナム関連セミナーの開催協力、ベトナム進出に関する各種支援・投資関連情報の提供
	 フィリピン	バンコチ・オロ・ユニバング メトロポリタン銀行	●	●	フィリピンに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
中米	 インド	インドステイト銀行	●	●	インドに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供
	 メキシコ	パナメックス アクサス・カエンテス州政府、 メキシコ銀行提供	●	●	メキシコに関する各種情報の提供、口座開設をはじめとした各種金融サービスの提供

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願いいたします。

発行元：常陽銀行市場国際部

E-mail : joyosh@uninet.org

E-mai : hongkongrep@ashikagabk.com.hk